

官報

号外
平成三十年四月二十七日

○第百九十六回 会衆議院会議録 第二十二号

平成三十年四月二十七日(金曜日)

議事日程 第十八号

平成三十年四月二十七日

午後一時開議

第一 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長高島修一君。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(高島修一君登壇)

○高島修一君 ただいま議題となりました生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施する努力義務の創設等、生活困窮者に対する包括的な支援体制を強化すること、

第二に、大学等に入学する生活保護世帯の子供に対して、進学準備給付金を支給すること、

第三に、貧困ビジネス対策として無料低額宿泊所に対する規制を強化すること、

第四に、児童扶養手当の支払い回数を年三回から年六回に見直すこと等であります。

本案は、去る三月三十日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日加藤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四月四日から質疑に入り、二十四日には、参考人から意見を聴取した後、台東区の無料低額宿泊所等を視察するなど審査を行い、翌二十五日に質疑を終局いたしました。次いで、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立総員。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣加藤勝信君。

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま議題となりました働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

急速に少子高齢化が進展する中において、働く方の働き方に関するニーズはますます多様化しており、非正規雇用で働く方の待遇を改善するなど、働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現することが重要です。このことは、働く方の就業機会の拡大、職業生活の充実や労働生産性の向上を促進し、働く方の意欲や能力を最大限に発揮できるようにし、ひいては日本経済における成長と分配の好循環につながるものであります。また、過労死を二度と繰り返さないため、長時間労働の是正が急務です。

このような社会を実現する働き方改革を推進するため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、働き方改革を総合的かつ継続的に進め

中小企業、小規模事業者の方々への支援です。我が国の雇用の七割を担う中小企業、小規模事業者で取組を進めていただくためにはどのような環境

整備が必要か、政府・与党の支援策の内容について、厚生労働大臣に伺います。

最後に、働き方改革は最大のチャレンジである
と力強くおっしゃられている安倍総理のこの法案
成立に向けた強い意気込みを伺い、私の質問を終
わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 堀内詔子議員にお
答えをいたします。

時間外労働の上限規制についてお尋ねがありま
した。
過労死、過労自殺の悲劇を二度と繰り返さな
い。強い決意で長時間労働の是正に取り組みま
す。

時間外労働の上限規制については、私みずから
が議長となり、労働界と産業界のトップにお集ま
りをいただいた働き方改革実現会議の場で計十回
にわたり議論を行い、労使のトップが合意した働
き方改革実行計画に基づき法案化したものです。

今回、史上初めて、三六協定でも超えてはなら
ない、罰則付きの時間外労働の限度を労使トップ
の合意により設けることになったことは、戦後の
労働基準法制定以来、七十年ぶりの大改革であ
り、大きな前進と考えております。

具体的には、時間外労働規制の大臣告示を法定
化することとし、時間外労働の上限は月四十五時
間かつ年三百六十時間とします。その上で、労使
が合意した場合でも上回るできない上限を
別途設けることとします。

また、業務の特性や取引慣行の課題があること
からこの大臣告示の適用除外とされてきた自動車

運転業務や建設事業についても、五年間の猶予を
設けた上で上限を適用することとします。

あわせて、それぞれの業種ごとに設置した関係
省庁連絡会議において、取引条件の改善などの取
引環境の適正化や労働生産性の向上の取組にも既
に着手しており、これらの分野においても長時間
労働の是正にしっかりと取り組んでいきます。

法案成立への意気込みについてお尋ねをいただ
きました。

安倍政権は、高齢者も若者も、女性も男性も、
障害や難病のある方も、誰もが活躍できる一億総
活躍社会の実現に取り組んでおり、その最大の
チャレンジが働き方改革です。

高度成長時代の猛烈社員のように、長時間働い
たことを自慢するような社会は、根本から改めな
ければなりません。今回、史上初めて、労働界と
産業界のトップの合意のもとに、三六協定でも超
えてはならない、罰則付きの時間外労働の限度を
設けます。長時間労働を是正すれば、ワーク・ラ
イフ・バランスが改善し、女性や高齢者が仕事に
つきやすくなり、男性も子育てを行う環境が整備
されます。

また、同一労働同一賃金の実現により、雇用形
態による不合理な待遇差を禁止し、非正規という
言葉がこの国から一掃してまいります。

さらに、高い交渉力を有する高度専門職に限つ
て、健康を確保しつつ、自律的な働き方を可能と
する制度として、高度プロフェッショナル制度を
創設します。

子育て、介護など、さまざまな事情を抱える皆
さんが、意欲を持って働くことができ、誰もがそ
の能力を発揮できる、多様で柔軟な労働制度へと

抜本的に改革します。戦後の労働基準法制定以
来、七十年ぶりの大改革であり、これを実現する
本法案の成立に向けて、安倍政権として全力を傾
注してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
させます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 堀内詔子議員より、三
問御質問いただきました。

高度プロフェッショナル制度についてのお尋ね
がありました。

高度プロフェッショナル制度は、時間ではなく
成果で評価される働き方をみずから選択すること
ができる、高い交渉力を有する高度専門職に限つ
て、自律的な働き方を可能とする制度でありま
す。

そのような方々に限って制度の対象となること
を明確にするため、高度の専門的知識等を必要と
し、その性質上従事した時間と従事して得た成果
との関連性が通常高くないものと認められる業務
に従事し、書面等による合意に基づき職務が明確
に定められている労働者であって、労働契約によ
り使用者から支払われると見込まれる一年間の賃
金の額が、毎月決まって支給する給与の平均額を
基礎として算定した額の三倍を相当程度上回る水
準以上であることを法律上の要件としておりま
す。その上で、本人の同意がなければ制度は適用
できません。

また、働く方の健康を確保するため、一般の労
働時間制度と比べてより直接的な措置をさまざま
講じることとしております。

具体的には、昨年七月に連合から総理宛てに要

請いただいた内容を踏まえ、法律上の要件とし
て、年百四日かつ四週当たり四日以上以上の休日取得
を義務づけることと、健康管理時間の客観的な
把握を義務づけた上で、インターバル規制及び深
夜業の回数制限など、法律に規定する健康確保措
置を選択して実施することとしております。

これらにより、高度専門職の方で創造的な仕事
を行う方について、健康を確保しつつ、効率的に
成果を出す働き方が可能となると考えておりま
す。

同一労働同一賃金についてのお尋ねがありまし
た。

今回政府が導入しようとしている同一労働同一
賃金は、同一企業、団体における、いわゆる正規
雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待
遇差の解消を目指すものであります。

今回の法案においては、短時間労働者、有期雇
用労働者及び派遣労働者について、不合理な待遇
や差別的取扱いを禁止するとともに、通常の労働
者との間の待遇の相違の内容、理由等を説明する
ことを事業主に義務づけるほか、行政による裁
判外紛争解決手続の整備などを行うこととしてい
ます。

今回の法案は、正規雇用労働者と非正規雇用労働
者の理由のない待遇差を埋め、自分の能力を評
価されているという納得感や働くモチベーション
を高め、労働生産性の向上にも資するものであり
ます。

これにより、どのような雇用形態を選択しても
納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方の
選択肢を待遇の差を気にすることなく選べる社会
を実現してまいります。

中小企業、小規模事業者への支援策についてお尋ねがありました。

働き方改革は、女性、高齢者等の誰もが生きがいを感じられる一億総活躍社会実現の最大の鍵であり、我が国雇用の大宗を占める中小企業、小規模事業者において着実に取り組んでいただくことが重要と考えております。また、働き方改革は、中小企業等においても生産性の向上や人手不足解消に資する魅力ある職場づくりにつながると考えます。

このため、厚生労働省として、中小企業庁とともに立ち上げた中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会における検討を踏まえ、全都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、中小企業、小規模事業者の個別相談に当たるとともに、労働基準監督署にも中小企業、小規模事業者の相談に対応する特別チームを編成するなど、相談体制を充実させることとしています。

さらに、長時間労働の是正や同一労働同一賃金という働き方改革や、企業内の雇用管理の改善に中小企業、小規模事業者が取り組むに当たつての支援策として、時間外労働を縮減するため、生産性向上に資する機器の導入等を行う中小企業に対する助成、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した中小企業に対する助成などを行うこととしております。

引き続き、中小企業等が働き方改革に前向きに取り組むことができるよう、しっかりと取り組まさせていただきます。(拍手)

○議長(大島理森君) 佐藤茂樹君。

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 公明党の佐藤茂樹です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案につきまして質問をいたします。(拍手)

二〇一二年末に第二次安倍内閣が発足してより五年四カ月。三本の矢と呼ばれる経済政策、地方創生、一億総活躍社会、そして人生百年時代構想と、我が国が直面する重要課題に対し、これまで政府・与党として真正面から取り組んできました。

こうした一連の流れの中で、安倍総理は今国会を働き方改革国会と位置づけられています。働き方改革の意義や、これまで取り組んできた重要課題との関係性について、改めて安倍総理に確認をいたします。

私は、公明党の一億総活躍推進本部事務局長、そして働き方改革実現推進本部事務局長として、本部長である石田政調会長のもと、党の提言の取りまとめに携わらせていただきました。

これまで公明党は、一貫して、働く人の立場に立った働き方改革を主張し、政府にたび重ねて提言を行ってまいりました。時間外労働の上限規制や勤務間インターバル等により働く人の心身にわたる健康を守ることや、同一労働同一賃金の実現による非正規雇用労働者の処遇改善などです。

こうした公明党の主張がどのように法案に反映されているのか、安倍総理の答弁を求めます。政府は、本法案の提出理由を、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会

を実現する働き方改革を総合的に推進するためとしています。

労働者の視点に立つたときに、本法案によりどのように働き方改革が進むのか、法案の目的も含め、改めて安倍総理から国民への丁寧な説明を求めます。

本法案の提出過程において、裁量労働制をめぐり大きな混乱がありました。裁量労働で働く人と一般労働者について異なる調査方法のデータを比較するなど、政府の対応は大変不適切であり、改めて猛省を促したいと思います。

裁量労働制については、現行の対象業務の範囲などが遵守されるよう徹底するとともに、国民の疑念を払拭するため、早急に新たな調査を行い、実態を把握した上で、健康の確保も含めた制度の見直しを検討すべきです。

裁量労働制をめぐる問題と今後の対応について、改めて加藤大臣の答弁を求めます。

裁量労働制に関する改正は法案から削除されたものの、裁量労働で働く方も含め、働く人の健康の確保は極めて重要です。

公明党は、みなし労働時間制の適用労働者や管理監督者も含め、労働時間の状況を把握する措置を法律で明確にするよう、本年三月十五日、政府に申入れを行いました。

労働者の労働時間の状況の把握と健康確保について、公明党の提案を踏まえ、法案がどのように修正されたのか、加藤大臣の答弁を求めます。

高度プロフェッショナル制度について伺います。

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する方のニーズに応えるため、本法案には、労働時

間などの規定を適用除外とする高度プロフェッショナル制度が盛り込まれています。こうした働き方については、働く人の健康をしっかりと確保できることが大前提であり、また、その対象についても、本人の同意も含め、厳格に絞り込むことが必要です。

法案の提出過程においては、昨年七月、日本労働組合連合会が官邸へ法案の修正を申し入れていました。

こうした経緯も踏まえ、高度プロフェッショナル制度に関し、どのように対象業務と対象労働者を絞り込み、働く人の健康が確保されるのか、改めて加藤大臣から国民への丁寧な説明を求めます。

時間外労働の上限規制について伺います。過労死や過労自殺という悲劇を繰り返してはなりません。長時間労働の是正は喫緊の課題です。

時間外労働の罰則つきの上限規制は、労働政策審議会等で労使の意見がまとまらず、長年の課題となってきました。今般、労働者側と使用者側の意見が一致し、法案に盛り込まれたことは、労働基準法七十年の歴史の中で歴史的な快挙と言えます。

上限の水準について、月四十五時間、年三百六十時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年七百二十時間、単月百時間未満、複数月平均八十時間としています。

その上でお尋ねいたしますが、一般的に過労死ラインと呼ばれる過労死の労災認定基準と比較したときに、この水準は妥当と言えるのか。また、上限いっぱい働くのではなく、労使の取組により、時間外労働をできるだけ短くしていくことが

重要だと考えますが、時間外労働の上限規制に関し、水準の妥当性や労使の取組について、加藤大臣の答弁を求めます。

中小企業、小規模事業者の働き方改革について伺います。

日本の雇用の約七割を占める中小企業、小規模事業者において、働き方改革を着実に進めることは重要な課題です。

少子高齢化、人口減少が進む我が国において、特に中小企業、小規模事業者では人手不足が深刻となっております。

時間外労働の上限規制への対応など、中小企業、小規模事業者の働き方改革を進めるに当たっては、こうした実態に十分配慮するとともに、長時間労働の是正や生産性の向上に向けて効果的な支援が求められます。

中小企業、小規模事業者の働き方改革の取組を支援するため、人手不足の対応や、雇用管理の見直しや生産性向上のための支援をどのようにされるのか、中小企業、小規模事業者への配慮と支援について、加藤大臣の答弁を求めます。

また、大企業の働き方改革により、中小企業、小規模事業者にしわ寄せが行かぬよう、取引条件の改善を進める必要があります。

取引条件の改善や生産性や経営力向上の支援にどのように取り組まれるのか、世耕大臣の答弁を求めます。

勤務間インターバル制度について伺います。

長時間労働の是正に有効な施策の一つが、欧州で普及している勤務間インターバル制度です。これは、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保する制度であり、本法案では

事業主に努力義務を課しています。

その上で、制度のさらなる普及を図るため、労使の取組を促進するとともに、助成金の活用や好事例の周知を通じ、特に中小企業における制度の導入を力強く後押しすべきです。勤務間インターバル制度の普及促進について、加藤大臣の答弁を求めます。

非正規雇用労働者の処遇改善について伺います。

今月より、有期雇用で働く人が同じ企業で五年以上勤務すると無期雇用へ移行できる、いわゆる無期転換ルールが本格的に実施されています。公明党は、政府に対し、五年手前での雇いどめの防止や企業への積極的な情報提供など、同制度の円滑な施行を訴えてきました。政府においては、引き続き無期転換ルールに関する取組を徹底していただきたいと思いますが、加藤大臣の答弁を求めます。

全労働者のうち非正規雇用が約四割を占める中、不本意に非正規雇用で働く人たちの正社員化や、同一労働同一賃金の実現など、非正規雇用労働者の処遇改善は喫緊の課題です。

本法案には、不合理な待遇差を解消するための規定が設けられており、待遇に関する説明義務の強化や、行政による履行確保措置などが定められています。これらにより、具体的にどのように非正規雇用労働者の処遇が改善されるのか、安倍総理から国民への丁寧な説明を求めます。

結びに、時間外労働の上限規制を始め、本法案は、七十年に及ぶ我が国の労働法制の歴史的な大改革であり、また、国民の生活に直結する重要な内容です。政府におかれては、国会での丁寧な説

明を求めるとともに、審議を通じて国民の理解が深まることを期待し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 佐藤茂樹議員にお答えをいたします。

働き方改革の意義と位置づけについてお尋ねがありました。

安倍内閣は、これまで、アベノミクス三本の矢、地方創生、人生百年時代を見据えた人づくり革命などに取り組んできています。これらの取組を進めることで安倍内閣が目指すのが、高齢者も若者も、女性も男性も、障害や難病のある方も、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現です。

働き方改革は、一億総活躍社会の実現のための最大のチャレンジであり、働く人の視点に立つて、一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現していきます。

働き方改革により長時間労働を是正すれば、女性、高齢者も仕事につきやすくなります。経営者はどのように働いてもらうかに関心を高め、労働生産性が向上します。働き方改革こそが労働生産性を改善するための最良の手段です。

同一労働同一賃金を実現し、正規と非正規の労働者の格差を埋めて、若者が将来に明るい希望が持てるようにすることによって、中間層が厚みを増し、より多くの消費につながってまいります。

働き方改革は、アベノミクス三本の矢の三本目の矢である成長戦略そのものであります。

働き方改革により多様な働き方を選択することができるようになれば、人生百年時代において、幾つになっても、誰にでも、学び直しと新たな

チャレンジの機会を確保することができるようになります。

安倍内閣として、働き方改革の実現に全力を尽くしてまいります。

御党からいただいた提言についてお尋ねがありました。

平成二十九年三月に、御党から、働く人の立場に立った働き方改革の実現に向けた提言をいただきました。

その中では、労使が合意した場合であっても上回ることでできない時間外労働の上限を罰則つきで設けること、勤務間インターバル制度の導入について事業主に努力義務を課すこと、同一労働同一賃金により非正規労働者の処遇改善を図るため、労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備を行うことといった提言をいただきました。

この御提言を踏まえて、政府においては、働き方改革実行計画を決定し、その内容を盛り込んだ働き方改革関連法案を提出させていただいていきます。

御党から御提言いただいた、罰則つきの時間外労働の上限規制、勤務間インターバルの努力義務、同一労働同一賃金の実現に関する法整備については、この法案においてしっかりと明記させていただいたところであります。

法案の提出理由についてのお尋ねがありました。

働き方は、日本の企業文化そのものであり、日本人のライフスタイル、働くということに対する考え方に根拠いたものと考えます。長時間労働についても、その上に、さまざまな商慣行や労働慣

行ができ上がっています。それゆえ、多くの人が働き方改革を進めていくことは、ワーク・ライフ・バランスにとつても、あるいは生産性にとつてもよいと思ひながら、実現できなかったものです。もはや先送りは許されません。

今回、史上初めて、労働界と産業界のトップの合意のもとに、三六協定でも超えてはならない、罰則付きの時間外労働の限度を設けます。長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者が仕事につきやすくなり、男性も子育てを行う環境が整備されます。

また、同一労働同一賃金の実現により、雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、非正規という言葉業をこの国から一掃してまいります。

人生百年時代においては、新卒で皆が一斉に会社に入り、その会社一社で勤め上げて、定年で一斉に退職して老後の生活を送るという単線型の人生は、時代に適合しなくなっています。それを一斉にみんなで送るということではなく、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択ができるようになるべきと考えています。

私の目指す働き方改革は、誰もが、幾つになつても、学び直しをしながら、新たなチャレンジをする選択肢を確保できるようにすることです。日本の雇用慣行には人を大切にするというすぐれた点があり、これを大切にしながら、時代の変化を踏まえ、働く人々の視点に立つた働き方改革を着実に進めていきたいと考えています。

非正規雇用労働者の処遇改善についてお尋ねがありました。

まず、正規、非正規という雇用形態によって不合理な待遇差がある場合には、その是正を求める

労働者が裁判で争えることを保障する規定を整備します。

また、裁判や労使の話し合いにおいて、待遇差の是正を求める労働者が不利にならないよう、企業側しか持っていない情報を知ることができ、労働者が待遇の異なる理由の説明を確実に受けられるようにします。

さらに、実際に裁判に訴えるには経済的負担を伴うため、裁判外の紛争解決手段、いわゆる行政ADRを整備し、労働者が身近に、無料で利用できるようにします。

こうした措置を講じること、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の理由のない待遇差を埋め、多様な働き方を自由に選択できる社会を実現してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕

○国務大臣(加藤勝信君) 佐藤茂樹議員より、七問頂戴をいたしました。

裁量労働制についてのお尋ねがありました。

政府の裁量労働制に関するデータは、国民の皆様今回の裁量労働制の改正について疑念を抱かせることとなり、今回の法案から全面削除いたしました。国会そして国民の皆様は大変な御迷惑をおかけしたことに付いて、深くおわびを申し上げます。

裁量労働制については、厚生労働省において新たな実態調査を行うこととしており、今回の問題点をしっかりと反省した上で、正確なデータが得られるよう、専門家の御意見等も伺いながら、適切な調査設計を行ってまいります。その上で、そ

れらを踏まえ、制度のあり方について、労働政策審議会で御議論いただくこととしております。

また、現行の裁量労働制については、本年二月に全国一斉に自主点検を実施したところであり、この結果をも踏まえつつ、重点的な監督指導を実施し、適正化を図ってまいります。

労働時間の状況の把握についてのお尋ねがありました。

みなし労働時間制の適用を受けている方や管理監督者の方を含め、労働者の労働時間の状況を適切に把握することで、健康確保措置がしっかりと行われることが必要です。

この点について、本年三月十五日の公明党からの申入れなどを踏まえ、労働安全衛生法を改正し、事業者に対し、これらの方も含め、労働者の労働時間の状況を把握することを法律によって義務づけることとしました。

これにより、医師の面接指導並びにその結果に基づいて事業者が行う措置が適切に実施されるようにすることを通じて、労働者の健康確保を図ってまいります。

高度プロフェッショナル制度についてのお尋ねがありました。

高度プロフェッショナル制度は、時間ではなく成果で評価される働き方をみずから選択することができ、高い交渉力を有する高度専門職に限って、自律的な働き方を可能とする制度であります。

そのような方々に限って制度の対象となることを明確にするため、高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないものと認められる業務

に従事し、書面等による合意に基づき職務が明確に定められている労働者であつて、労働契約により使用者から支払われると見込まれる一年間の賃金の額が、毎月決まって支給する給与の平均額を基礎として算定した額の三倍を相当程度上回る水準以上であることを法律上の要件としております。その上で、本人の同意がなければ制度は適用できません。

また、働く方の健康を確保するため、一般の労働時間制度と比べてより直接的な措置をさまざま講じることとしております。

具体的には、昨年七月に連合から総理宛てに要請いただいた内容を踏まえ、法律上の要件として、年百四日かつ四週当たり四日以上以上の休日取得を義務づけるとともに、健康管理時間の客観的な把握を義務づけた上で、インターバル規制及び深夜業の回数制限など、法律に規定する健康確保措置を選択して実施することとしております。

これらにより、高度専門職の方で創造的な仕事を行う方について、健康を確保しつつ、効率的に成果を出す働き方が可能となると考えております。

時間外労働の上限規制についてのお尋ねがありました。

今回、史上初めて、三六協定でも超えてはならない、罰則付きの時間外労働の限度を設けます。これは、戦後の労働基準法制定以来、七十年ぶりの大改革であります。

時間外労働の上限規制は、あくまで、原則として月四十五時間かつ年三百六十時間であり、その上で、臨時的な特別の事情がある場合に該当すると労使が合意しても、上限は年七百二十時間

であり、その範囲内において、複数月の平均では休日労働を含んで八十時間以内、単月では休日労働を含んで百時間未満、原則としての延長時間を超えることができる回数は一年について六カ月以内に限定しており、これらに違反する場合は罰則を科すこととしております。

これは、実効性があり、かつ、ぎりぎり実現可能なものとして労使が合意した内容であり、それに沿って法定するものであります。

また、今回の労使合意は、上限水準までの協定を安易に締結することを認める趣旨ではありません。法案では、可能な限り労働時間の延長を短くするため、労働基準法に根拠規定を設け、新たな指針を定めて、必要な助言指導を行うこととしており、長時間労働の削減に向けた労使の取組を促してまいります。

中小企業、小規模事業者への配慮と支援についてのお尋ねがありました。

働き方改革は、女性、高齢者等の誰もが生きがいを感じられる一億総活躍社会実現の最大の鍵であり、我が国雇用の大基を占める中小企業、小規模事業者において着実に取り組んでいただくことが重要と考えております。また、働き方改革は、中小企業等においても生産性の向上や人手不足解消に資する魅力ある職場づくりにつながると考えます。

このため、厚生労働省として、中小企業庁とともに立ち上げた中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会における検討を踏まえ、全都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、中小企業、小規模事業者の個別相談に当たるとともに、労働基準監督署にも中小企

業、小規模事業者の相談に対応する特別チームを編成するなど、相談体制を充実させることとしております。

さらに、長時間労働の是正や同一労働同一賃金といった働き方改革や、企業内の雇用管理の改善に中小企業、小規模事業者が取り組むに当たっての支援策として、時間外労働を縮減するため、生産性向上に資する機器の導入等を行う中小企業に対する助成、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した中小企業に対する助成などを行うこととしています。

引き続き、中小企業等が働き方改革に前向きに取り組むことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

勤務間インターバルについてお尋ねがありました。

勤務間インターバルは、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要であります。このため、本法案では、事業主に対して勤務間インターバル制度の導入を努力義務として課し、制度導入についての環境整備を進めていくこととしています。

さらに、昨年度より、勤務間インターバルを導入する中小企業に対する助成金を創設しており、就業規則の作成、変更や労務管理用機器の導入などを行った中小企業に対して、その費用の一部を助成するとともに、好事例の周知にも努めています。

今回の春闘においても、勤務間インターバル制度を新たに導入する企業が見受けられるところであり、そうした労使の取組を更に促進してまいります。

無期転換ルールについてのお尋ねがありました。

本年四月から無期転換の申込みが本格的に始まることを踏まえ、無期転換ルールへの対応が円滑に行われるよう、これまで、労働者や企業等に対して、あらゆる機会を捉えて周知を行ってまいりました。直近では、無期転換ルール緊急相談ダイヤルによる相談対応の強化や業界団体等への要請を行ったところであります。

今後においても、無期転換ポータルサイト等において周知を行うとともに、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的を持って雇いどめをする事案を把握した場合には必要な啓発指導を行うなど、無期転換ルールへの対応が円滑に行われるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

（拍手）

（国務大臣世耕弘成君登壇）
○国務大臣（世耕弘成君） 佐藤議員にお答えいたします。

取引条件の改善と生産性や経営力向上の支援策についてお尋ねがありました。

働き方改革を進めるに当たり、現場の中小企業、小規模事業者からは、大企業の働き方改革の影響によって短納期発注などのしわ寄せが来るのではないかと、あるいは、人手不足の中、せつかく自分たちが生産性向上やコストダウンの努力をしても、その果実を大企業や親事業者に吸い上げられてしまわないかといった懸念や不安の声も聞かれており、取引条件の改善が重要であると考えております。

取引条件の改善のため、主要産業界が策定した自主行動計画に基づく取組の徹底とともに、今年

度から下請Gメンの体制を八十名から百二十名規模に増強し、年間約四千件以上の下請ヒアリングを実施する中で、働き方改革による影響も含めて、継続的に取引実態を把握し、必要に応じ改善を求めてまいります。

生産性や経営力向上に向けては、IT導入や設備投資の支援を進めていきます。具体的には、IT導入補助金やものづくり・商業・サービス補助金などの予算を措置するとともに、中小企業による設備投資を更に強力に後押しするため、今国会に提出した生産性向上特別措置法案において、自治体の判断により固定資産税をゼロにする新しい制度を導入いたします。

引き続き、中小企業、小規模事業者の取引条件改善、生産性や経営力向上に向けた取組を粘り強く続けてまいります。（拍手）

○議長（大島理森君） 浦野靖人君。

（浦野靖人君登壇）
○浦野靖人君 日本維新の会の浦野靖人です。我が党を代表して、働き方改革を推進するため

の関係法律の整備に関する法律案について質問いたします。（拍手）

終身雇用、年功賃金といった日本型雇用慣行の構造改革を進めることで労働市場の流動性を高めることは、企業の競争力向上と経済成長につながると考えています。日本維新の会は、成果給への転換法案や解雇ルール明確化法案等を議員立法として提案してきたことから、政府の働き方改革は、構造改革を進めるものであり、一定の評価をしています。

正規雇用者は一度採用されたら基本的に解雇さ

れない一方、全体の四割近くを占める非正規雇用者は、景気動向や会社都合により雇い止めされる不安定な状況に置かれています。正規雇用者が既得権益化し、非正規雇用者が割を食うのではなく、同一労働同一賃金のもと、多様な働き方が可能な社会であることが必要です。

しかし、同じ企業内で働く正社員と非正規労働者間で、賃金については待遇差の是正に向けた取組が進められることになる一方、退職金や住宅手当等の各種手当などの福利厚生については明記されていません。

同じ職場でこのような待遇差が生じると、モチベーションの低下にもつながります。賃金以外の部分に係る待遇格差の是正について、今後どのような取組が必要とお考えでしょうか。総理大臣、お答えください。

また、本法案が目指す本来の目的から逸脱し、大企業によって、同一労働同一賃金が、下請となる中小零細企業に対してのコスト引下げの口実として濫用されないことが必要です。政府として、同一労働同一賃金を適正に普及させていくため、具体的にどのような取組を進めていくのでしょうか。総理、お答えください。

日本の企業においては、個別労働紛争に関する明確なルールがなく、労働契約法第十六条において、解雇は、客観的に合理的理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、その権利を濫用したものとして無効とする規定されており、解雇事由の妥当性については、客観的に合理的理由と社会的相当性に照らし、判例によって判断されています。正社員でも、適格性を欠いたり、勤務成績が著しく不良である場合などは雇用

を打ち切ることができるように解雇条件をはつきりさせることが、働き方改革を進める上で必要ではないでしょうか。

我が党からも提案している金銭解決による解雇ルール明確化法案について、総理のお考えをお伺いいたします。

次に、高度プロフェッショナル制度についてお伺いします。

我が党は、第百九十二及び百九十三国会において同様の法案を提出しましたが、政府案よりも年収要件を引き下げるなど、労働時間ではなく成果で評価する働き方を可能とし、生産性を高めるために必要な取組であると考えています。

日本の労働生産性は、OECD加盟国三十五カ国中二十位と、低位にとどまっています。日本では、労働生産性に対する意識が低く、非効率的な業務でも、深夜まで会社に残ることが評価されるなど、欧米の常識とは大きく異なります。

日本における労働時間や生産性に対する意識を変えていくためにも、高度プロフェッショナルの対象については、対象を拡大すべきであると考えますが、総理の御所見をお聞かせください。

労働基準監督業務に関して質問します。

労働基準監督署の定期監督業務は、平成二十七年は、総事業所数に対し定期監督業務を実施した事業所はわずか三％しかなく、そのうち、違反事業所数が六九・一％を占めていました。七割が労働基準法違反をしていては、とても勤労者を守ることはできません。

我が党は、第百九十二及び百九十三国会において、労働基準監督署等の業務民間委託・職員配置適正化法案を提出しました。

限られた職員の中で、早急に勤労者を過労死から守るためには、労働基準監督署における業務についても民間に開放し、実効性の高い取組を進めることが必要と考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

次に、産業医制度に関してお伺いします。

事業主は、長時間労働の状況について産業医への提供が義務づけられているところですが、事業所の規模によって産業医の選任状況に大きな格差があるのが実態です。

また、メンタルヘルスや、長時間労働による健康被害等の予防に対して事業主責任を求めていくことは重要であると考えますが、現状では、産業医面接が形骸化している事例が多く見受けられます。

産業医活動を効果的なものとするため、必要な情報を提供される仕組みが整備されることですが、情報提供のみならず、産業医面接後のフィードバックも含め、制度の実効性をより高めるための見直しが必要ではないでしょうか。総理のお考えをお聞かせください。

我が党は、働き方改革とともに社会保障改革をあわせて進めていくことが、少子高齢化社会が進む我が国の切り札の一つであると考えています。

社会や雇用情勢の変化に合わせて、必要な対策を今後目指してまいります。

ここで、国会の働き方について、当時与党であった現野党議員の言葉をおかりします。

審議を拒否して国会を空転させ、政権にダメージを与え、政権を倒そうとする方法は、国民からは理解は得られないと思います。私は、与党議員として、審議拒否はせず、引き続き会期末まで

しっかり仕事を続け、法案を成立させるべく頑張ります。気に入らないことがあれば国会に来ない。それはおかしい。

山井さん、私も全く同じ意見です。

同時に、与党の皆さんも、野党であったときに国会を空転させていたことをお忘れなきようお願いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君 浦野靖人議員にお

答えをいたします。

同一労働同一賃金のもとでの待遇差の是正についてお尋ねがありました。

同一労働同一賃金の実現に向け、今回の働き方改革関連法案の国会審議を踏まえて最終的に確定するガイドラインの案を、平成二十八年十二月に公表しました。このガイドライン案は、不合理な待遇差に関する原則となる考え方を示すとともに、中小企業の方にもわかりやすいよう典型的な事例を示したものであり、基本給や賞与のみならず、役職手当や通勤手当などの各種手当、教育訓練、福利厚生施設の利用なども対象とされています。

御指摘の退職金や住宅手当などがガイドライン案に記載されていないのは、その性格に照らして、どのような待遇差が不合理であるかについて一律にルールを設けることが難しいという理由によるものです。

今回の法案は、ガイドライン案に記載されていない待遇差を除外することなく、御指摘の退職金や住宅手当などを含め、不合理な待遇差の是正を

求める労働者が裁判で争えることを保障していただきます。

また、賃金以外の待遇差の是正に向けては、今回の法案による法律上の措置以外にも、キャリアアップ助成金などを通じた待遇改善といった取組を行っており、引き続きその充実を図ってまいります。

同一労働同一賃金を実現し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の理由のない待遇差を埋め、どのような雇用形態を選択しても、自分の能力が評価されているという納得感が得られ、働くモチベーションが高まる処遇を受けられるようにしてまいります。

同一労働同一賃金の適正な普及についてお尋ねがありました。

大企業による働き方改革のしわ寄せが、下請の中小企業、小規模事業者に及ぶことのないようにすることが重要です。このため、下請Gメンの体制を増強し、継続的に取引実態の把握を行っていくとともに、商慣行の見直しや取引条件の適正化を一層強力に推進していきます。

これに加え、全国四十七都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、中小企業、小規模事業者の個別相談に当たるほか、キャリアアップ助成金を拡充して、人手確保を支援していきます。

このような取組を通じ、中小企業、小規模事業者の皆さんを始め、同一労働同一賃金の実現に向けた取組を政府として全力で支援してまいります。

解雇ルールについてお尋ねがありました。

働き方改革を進めるに当たっては、一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現

現するため、働く方の立場を十分に踏まえて検討する必要があります。

解雇ルールに関しては、金銭を支払えば自由に解雇できるといった事前型の制度を導入しないことを前提として、解雇無効時の金銭救済制度について、労働者の保護等の観点から検討を進めてまいります。

この仕組みについては、昨年十二月の新しい経済政策パッケージにおいて、労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずるとし、現在、専門的な検討を行う場を設置する準備を進めています。

高度プロフェッショナル制度についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、我が国の労働生産性の低さは大きな課題です。こうした課題に立ち向かうため、第四次産業革命の出現やグローバル化のもと、我が国は高い付加価値を生み出していく経済を追求していく必要があります。

付加価値の高い革新的な分野では、高度専門職の方であつて、希望する方が、仕事の進め方等をみずから決定し、その意欲や能力を有効に発揮することが求められます。こうした方たちが能力を発揮することによって、新しい産業が発展し、ひいては日本全体の生産性向上につながっていくものと考えます。

このような考え方のもと、高い年収の確保、職務範囲の明確化等の要件を設定した上で、雇用関係のもとで自律的に働くことができる高度プロフェッショナル制度を働き方改革の選択肢として整備することが重要です。

本法案においては、対象者について、第一に、年間平均給与額の三倍を相当程度上回る水準、現状では千七十五万円以上の方であること、第二に、専門性があり、通常の労働者と異なり、雇用契約の中で職務の記述が限定されていること、いわゆるジョブディスクリプションがあること、第三に、何より本人が制度を理解して、個々に書面等により同意していることとしています。

これらの適用条件については、労働政策審議会においておおむね妥当という答申をいただいたものであり、また、連合からの要請を踏まえて確定したものとしてお示ししております。

労働基準監督署の業務についてお尋ねがありました。

働く方々の労働条件をしっかり守っていくため、これまで、労働基準監督官の増員を行うとともに、過重労働撲滅のための特別チームを設置するなど、監督指導体制の強化を図ってきました。

その上で、より効率的な業務運営を図るため、平日夜間や休日の電話相談等について、民間業者に委託して行っています。また、平成三十年度からは、新たに、経験豊富なOBを非常勤の労働基準監督官として採用する、三六協定を届け出ない事業場に対する相談指導について民間業者を活用することとしています。

政府としては、今後とも、必要な労働基準監督官の確保や体制の整備、効果的な業務運営に取り組んでいきます。

産業医制度の見直しについてお尋ねがありました。

今回の見直しは、働く方々が、健康の不安な

く、働くモチベーションを高め、その能力を最大限に発揮できるように、その健康管理を担う産業医の強化を図るものであります。

具体的には、長時間労働により健康リスクが高い状況にある方を見逃さないようにするために、労働時間の情報に加えて、その業務に関する情報を事業者が産業医に提供するとともに、面接指導の結果に基づいて、健康確保のために事業者が行った措置の内容についても産業医が把握できるようにするなどの見直しを行います。

これらにより、長時間労働となつていの方に対して、産業医による面接指導や健康相談等がより効果的に行われるよう、しっかりと取り組んでまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍 晋三君
厚生労働大臣	加藤 勝信君
経済産業大臣	世耕 弘成君
出席内閣官房副長官及び副大臣	
内閣官房副長官	西村 康稔君
厚生労働副大臣	牧原 秀樹君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシユ条約の締結について承認を求めるの件

二千九十九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件

(報告書受領)

一、昨二十六日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「在日米軍関係経費の執行状況等について」

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

足立 康史君 浦野 靖人君
浦野 靖人君 足立 康史君

環境委員

辞任

補欠

河井 克行君 三谷 英弘君
三谷 英弘君 河井 克行君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

池田 佳隆君 津島 淳君
加藤 鮎子君 中曾根康隆君

浦野 靖人君

津島 淳君

中曾根康隆君

森 夏枝君

文部科学委員

辞任

補欠

上杉謙太郎君 高村 正大君

厚生労働委員

辞任

補欠

小林 鷹之君 塩崎 恭久君

足立 康史君

鈴木 憲和君

國場幸之助君

牧島かれん君

浦野 靖人君

浦野 靖人君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

足立 康史君 浦野 靖人君
浦野 靖人君 足立 康史君

予算委員

辞任

補欠

あべ 俊子君 今村 雅弘君

根本 匠君

藤井比早之君

山本 有二郎君

中野 洋昌君

遠藤 敬君

森 夏枝君

池田 佳隆君

加藤 鮎子君

浦野 靖人君

補欠

高村 正大君

上杉謙太郎君

補欠

國場幸之助君

鈴木 憲和君 浦野 靖人君

牧島かれん君

小林 鷹之君

塩崎 恭久君

足立 康史君

浦野 靖人君

浦野 靖人君

一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシユ条約の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補選定に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社における過労死についての労災認定(保険給付の支給の決定)等に関する質問に対する答弁書

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補選定に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県うるま市で発生した米軍属による女性殺害事件の遺族への補償問題に関する質問主意書(井上一徳君提出)

生活保護基準改定における前回の検証(平成二十四年検証)と今回の検証(平成二十九年検証)の検証方法の違いと検証結果に及ぼす影響に関する質問主意書(池田真紀君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国際的なサイバーセキュリティ規制のルール形成参画状況等に関する質問主意書(松平浩一君提出)

科学技術顧問の設置に関する質問主意書(松平浩一君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出海賊版サイトへのアクセス遮断に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出英米仏のシリア攻撃に対する政府の評価に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社における過労死についての労災認定(保険給付の支給の決定)等に関する質問に対する答弁書

平成三十年四月十三日提出
質問 第二二二八号

海賊版サイトへのアクセス遮断に関する質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

海賊版サイトへのアクセス遮断に関する質問
問主意書

平成三十年四月十三日、政府の知的財産戦略本部・犯罪対策関係会議で、漫画やアニメなどを無料で見ることが出来るインターネットの海賊版サイトについて、著作権保護のための緊急対策を決定した。この緊急対策では、悪質なサイトを対象にしたインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）による閲覧防止措置を推奨し、来年の通常国会への法案提出を目指し、具体的な検討を進めることが確認された。

安倍総理は、海賊版サイトについて、「我が国のコンテンツ産業の明日を閉ざす事態とならねない」と指摘し、このための対応を関係閣僚に指示した。緊急対策では、著作権者などの利益を明らかに侵害するコンテンツをインターネット上に相当数掲載し、削除などの対応では実質的に権利の保護が難しい等という条件を満たすサイトについて、閲覧防止措置が適当であると示している。

表現の自由などの観点からこれらの措置に懸念の声が出ていることに關して、菅官房長官は記者会見で「あくまで法整備までの臨時的、緊急的な措置」と強調し、乱用防止と速やかな法整備を閣僚間で確認したことを明らかにした。当該緊急対策では、悪質な海賊版サイトの例として、「漫画

村」Anitube「Miomio」を明示したと承知している。

平成三十年四月十一日、政府が検討している「海賊版サイトへのアクセス遮断」について、研究機関「情報法制研究所」が反対する緊急声明（「本声明」という）を発表した。

本声明では、緊急性があるからといって、根拠となる立法を行わず、インターネット事業者（プロバイダ）にアクセス遮断を要請すれば、「法治国家原理からの深刻な逸脱」に該当するとして厳しく批判し、アクセス遮断の要請を行わないよう政府に求めている。本声明は、政府が特定サイトへの接続遮断をするためには、予めインターネットの利用者がどのサイトを利用しているのかを調べることが前提となり、電気通信事業法や日本国憲法第二十一条第二項でいう「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」の侵害にあたり、憲法違反の疑いがある。政府は刑法第三十七条でいう「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかつた場合に限り、罰しない」を援用すると仄聞するものの、日本国憲法第二十一条第二項の規定のほうが重いことは論をまたない。

著作権保護の重要性を否定するものではないものの、立法を経ない海賊版サイトの遮断要請については疑義があるので、以下質問する。

一 海賊版サイトのサイトブロッキングの前提となる法律もなく、関係省庁での当該事案の検討会の議事録が一部公開されていない。このような現状で、海賊版サイトによる「被害が深刻化

している。サイトブロッキングを含め、あらゆる方策の可能性を検討し、その結果、プロバイダに対する著作権侵害サイトのブロッキング要請（本件要請という。）を行うことは、本声明でいう「緊急性を理由に法律という形式を潜脱することは、法治国家原理からの深刻な逸脱と理解せざるを得ない」ではないか。政府の見解如何。

二 本件要請には、法的问题点が多く、憲法学者から違憲の疑いがあると指摘されている。政府は、本件要請を行うことを差し控え、立法前の要請の可否、ブロッキングという措置自体の是非も含めて改めて冷静な議論を行うべきではないか。政府の見解如何。

三 日本国憲法第二十一条第二項では、「通信の秘密は、これを侵してはならない」と定めている。これを踏まえ、電気通信事業法は、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は侵してはならないと定めた上で（電気通信事業法第四条、通信の秘密の侵害に対して罰則を科している（電気通信事業法第七十九条）。サイトブロッキングは、ユーザーのアクセス先のサイトをプロバイダが逐一確認し、それがブロッキング対象のサイトである場合にユーザーのアクセスを遮断するものであるため、日本国憲法第二十一条第二項で保障される通信の秘密の「知得」「窃用」の構成要件に該当すると思料する。サイトブロッキングは、海賊版サイトへアクセスしようとした利用者だけでなく、利用者一般の通信の秘密を知得するものであり、本件要請は違憲ではないか。政府の見解如何。

ウエア感染サイトへのアクセス遮断も、サイトブロッキング同様、機械的にアクセス先を確認するものであり、利用者本人の明確かつ事後的に撤回可能な同意の下ではじめて、その適法性が許容されてきた。このような厳格な要件が課されているのは、かかる措置が通信の秘密の侵害に該当するからにはかならない。政府は、本件要請では、刑法第三十七条でいう緊急避難として違法性が阻却されるとして、法的整理を行っていると承知しているが、緊急避難が認められるためには現在の危難、補充性、法益権衡といった要件が必要であるものの、本件要請の想定するサイトブロッキングがこれらを充足するとは考えることはできない。政府は、どのような根拠に基づいて、現在の危難、補充性、法益権衡といった要件がクリアされ、本件要請を行うことができるかと考えているのか。政府の見解如何。

五 四に關連して、補充性要件について、警察による摘発や被害者による法的措置の努力が十分に行われているのかどうか不明確であるが、政府はどのような理由で本件要請をなし得ると考えているのか。政府の見解如何。

六 四に關連して、法益権衡要件については、どのような理由から著作権という財産権が利用者一般の通信の秘密に優位するといえるのか。政府の見解如何。

七 本件要請に關して、ブロッキングによる通信の秘密の侵害は、通信の遮断すなわち通信の自由そのものの侵害をもともなう重大なものではないのか。政府の見解如何。

八 現在、児童ポルノに關して、通信事業者の自

主的な取組として、刑法第三十七條を援用した法的構成でブロックが行われているが、児童ポルノの流通自体が児童の人格に対する重大かつ回復不可能な侵害であるとともに、通信事業者が自主的に設立した独立の民間団体（ICSA）がブロック基準を定めて一定以上の悪質な児童ポルノサイトのみ対象とするなど、緊急避難の要件の充足に疑義のないよう慎重な考慮がなされている。すなわち、実際のブロックの対象とされる個々のサイトを客観的、公正かつ慎重に判断が行われている。これに対して、本件要請ではこのような配慮がなされず、政府が海賊版サイトを特定し、サイトブロックを要請するものと承知しているが、かかる手続はあまりにも粗雑であり、憲法違反ではないか。政府の見解如何。

九 個人の権利を制限し、あるいは義務を課すためには法律に基づかなければならない。法の支配の原理は、日本国憲法第四十一條などで規定される重要な原理である。法律という形式によることによって、国民代表である国会議員による公開の場での審議が行われ、その内容に問題があれば裁判所による違憲審査等を通じて国民の権利、自由が保障されるからである。しかしながら、本件要請は政府内の関係閣僚会議などでの検討に基づくものの、プロバイダに対しては事実上の義務付けとして機能すると思料されるにもかかわらず、国会の関与を経っていない。さらには裁判所による事後的なチェックも十分にはなされないとの懸念も生じている。十分な検討期間がありながら、緊急性を理由に立法化を潜脱することは、法の支配からの深刻な逸脱

であろう。国会の関与を持たない本件要請は、法の支配に反し、日本国憲法に反するのではないか。政府の見解如何。

十 サイトブロックは通信の秘密や通信の自由を侵害し、さらには検閲にも該当しうる重大な措置であり、政府がそれを要請するためには、そのための要件や手続が明確にされ、立法化が必要であろう。これらの問題点は、本件要請を法律制定までの緊急措置だと位置づけたとしても、日本国憲法第二十一條第二項に反することは免れないのではないか。政府の見解如何。

十一 サイトブロックの実効性については懐疑的な声が多い。現在の児童ポルノブロックで主流となっているDNSブロック方式は、これまでもユーザーに技術的な知識があれば回避可能であると見られてきた。最近では、ブロック回避のための新たな技術が開発され、仮にサイトブロックを実施したとしても十分な効果は期待できない。本件要請に関して、技術的に回避可能なサイトブロックをあえて行う理由は何か。政府の見解如何。

十二 URLブロック方式は、現在、回避困難とされているが、同方式の導入、維持には多大なコストが必要であり、本件要請によって求めるものではないと考えるが、政府の見解如何。

十三 立法を行うことなく、政府の関係閣僚会議等の決定で、本件要請が容認されるということになれば、今後、様々な違法サイトに対するブロック要請に広がることは否定できない。緊急避難が認められるためには現在の危険、補

充性、法益権衡といった要件が必要であるものの、本件要請の想定するサイトブロックがこれらを充足するとは考えることはできないし、日本国憲法の保障する通信の秘密、自由や検閲からの自由、法の支配が危機にさらされる重大な懸念を持たざるを得ないが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第二二八号
平成三十年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出海賊版サイトへのアクセス遮断に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出海賊版サイトへのアクセス遮断に関する質問に対する答弁書

一から十まで及び十三について

御指摘の「プロバイダに対する著作権侵害サイトのブロック要請」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、本年四月十三日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議で決定した「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」において、「特に悪質な海賊版サイトのブロックに関する考え方」、「著作権侵害サイトブロック対象ドメインについての考え方」、「国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性」等について整理し、また、いわゆる

「ブロック」について「極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない」と整理することにより、現下の特に悪質な海賊版サイトによる著作権者の権利の深刻な侵害の更なる拡大を食い止めるため、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組が実施され得るよう、その環境を整備したところである。

十一及び十二について

御指摘の「本件要請」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いわゆる「ブロック」の方法を含め、その実施については、民間事業者において自主的に判断されるものと考えている。

平成三十年四月十六日提出
質問 第二二二九号

英米仏のシリア攻撃に対する政府の評価に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

英米仏のシリア攻撃に対する政府の評価に関する質問主意書

我が国も締結国の一つである「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（「化学兵器禁止条約」という）では、「全人類のために、一九二五年のジュネーヴ議定書に基づき義務を補完するこの条約の実施によって化

学兵器の使用の可能性を完全に無くすことを決意し、「化学の分野における成果は人類の利益のためにのみ使用されるべきであることを考慮し」、「化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲及び使用の完全かつ効果的な禁止並びに廃棄が、これらの共通の目的を達成するために必要な措置である」と謳われている。

平成三十年四月十四日、安倍総理は米英仏によるシリア攻撃について、「化学兵器の拡散と使用は許さないと米英仏の決意を政府として支持する。これ以上の事態の悪化を防ぐための措置と理解している」と発言した。

同日、河野太郎外務大臣は、米英仏によるシリア攻撃について、「これからさまざまな事実関係が解明されていくと思う」と述べ、軍事行動については、「当事国でもない日本が行う法的評価を述べる立場にない」と言及を避けた。もともと、「アサド政権がこれまで化学兵器を使用し、化学兵器の研究開発能力を持っていることははっきりしている」と発言している。

化学兵器の拡散と使用を許さないことについては論をまたないものの、米英仏のシリア攻撃に関わる政府の方針を確認したので、以下質問する。

一 安倍総理の発言では、化学兵器の拡散と使用についての「米英仏の決意を『支持』するが、この軍事行動の評価については言及していない。これは、米英仏の軍事行動が法的根拠を持たない、国際法違反の疑いがあると評価しているためか。政府の見解如何。

二 米英仏の軍事行動は、その「措置」を日本政府が「理解する」と感想を述べるにとどめている

が、この軍事行動についての政府の評価、支持するかどうかはどのようなものか。政府の見解如何。

三 平成十五年三月に行われたアメリカなどのイラク攻撃に関して、小泉純一郎総理は、例えば、平成十五年三月二十四日の衆議院予算委員会で、「総合的に考えて、アメリカを支持することは日本の国家利益にかなう。どういうデメリットということではない、支持することが国家利益にかなうから支持している」と答弁している。このイラク攻撃に関しては、我が国は当事者ではないものの、政府は「支持することが国家利益にかなうから支持」との見解を示している。今次のシリア攻撃についても、「化学兵器の拡散と使用は許さないと米英仏の決意」が「国家利益にかなう」ならば、政府はこのシリア攻撃についての「法的評価」を明らかにすべきだが、それを行わないのは、このシリア攻撃の前提として国連決議もなされていないし、アメリカの自衛権の行使であると考えるのは困難であり、このシリア攻撃がシリアへの主権侵害であるためではないか。政府の見解如何。

四 河野外務大臣は「当事国でもない日本が行う法的評価を述べる立場にない」と言及を避けているが、我が国は交戦当事国ではないものの、「化学兵器の拡散と使用は許さないと米英仏の決意を支持する」と安倍総理が評価を与える根拠である化学兵器禁止条約の締結国としては、我が国は米英仏と国家利益を共有する当事国である。イギリスのメイ首相は、シリア攻撃に関して、「軍事力行使に代わる現実的な選択肢はなかった」と述べた。河野太郎大臣は、

「当事国でもない日本が行う法的評価を述べる立場にない」と評価を回避するのではなく、化学兵器禁止条約を尊重しつつ、国際法違反の疑いのある米英仏のシリア攻撃については毅然とした態度で臨み、厳粛な評価を行うべきではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第二二九号
平成三十年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出英米仏のシリア攻撃に対する政府の評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出英米仏のシリア攻撃に対する政府の評価に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

我が国としては、化学兵器の使用は極めて非人道的な行為であり、いついかなる場合でも許されるものではなく、断じて容認することとはできないと考えており、化学兵器の拡散と使用は絶対に許さないと米英仏、英国及びフランスの決意を日本政府は支持するとともに、お尋ねの平成三十年四月十四日（日本時間）に行われた米英、英国及びフランスによるシリアに対する行動は、これ以上の事態の悪化を防ぐための措置と理解している。

平成三十年四月十六日提出
質問 第一一三〇号

野村不動産株式会社における過労死についての労災認定（保険給付の支給の決定等）に関する質問主意書

提出者 山井 和則

野村不動産株式会社における過労死についての労災認定（保険給付の支給の決定等）に関する質問主意書

厚生労働省資料によれば、新宿労働基準監督署は、平成二十九年十二月二十六日に、野村不動産株式会社に勤めていた従業員が過労死したことに伴って、労災認定（保険給付の支給の決定）（以下、本件過労死の労災認定）を行ったとされています。

そこで、以下の通り質問します。

一 野村不動産株式会社に対する特別指導の実施について、安倍総理には平成二十九年十二月二十六日に報告したとのことですが、その際、極めて関係の深い、同日に行われた、本件過労死の労災認定については、何故、安倍総理に報告しなかったのですか。

二 野村不動産株式会社に対する特別指導を実施したことについて、加藤厚生労働大臣に報告したのはいつですか。また、その際、本件過労死の労災認定を行ったことについても、加藤厚生労働大臣に報告しましたか。もし報告しなかったのであれば、その理由を示して下さい。

三 平成二十九年九月四日に、愛知労働局長が行った、大宝運輸株式会社に対する是正指導及びその公表について、事前に、加藤厚生労働大

臣に何回、説明が行われましたか。また、その説明の際の資料は、情報開示請求がなされれば開示されますか。

四 平成三十年三月五日に行われた、加藤厚生労働大臣への本件過労死の労災認定の報告資料の要旨を示して下さい。もしくは、報告資料が存在しなければ、その旨を回答して下さい。また、加藤厚生労働大臣への説明者並びに同席者を示して下さい。

五 一般的に、労災認定(保険給付の支給の決定)が行われた場合に、その事実や内容について、厚生労働大臣に報告しますか。本件過労死の労災認定について報告されているとすれば、野村不動産株式会社の関係だからですか。

六 平成三十年三月四日付の朝日新聞朝刊で、野村不動産で過労死事案が発生していたことが報道されましたが、その日には厚生労働省の担当者から、加藤厚生労働大臣に本件過労死の労災認定についての報告や連絡はありましたか。もし、なかったのであれば、十二月二十六日に本件過労死の労災認定が行われることを加藤厚生労働大臣が事前に知っていたからですか。

七 加藤厚生労働大臣が野村不動産における過労死事案を初めて知ったのは、三月五日ですか、それとも三月四日の朝日新聞朝刊の報道によつてですか、それとも、それ以前ですか。

八 加藤厚生労働大臣は、野村不動産における過労死に関する、三月四日の朝日新聞朝刊の記事を読みましたか。読んだのなら、その記事に対する、加藤厚生労働大臣の感想はどのようなものでしたか。また、三月五日に、本件過労死の

労災認定の報告を聞いた際の加藤厚生労働大臣の感想はどのようなものでしたか。

九 野村不動産に対する特別指導に言及した、一月二十九日の衆議院予算委員会における大西議員、二月二日の衆議院予算委員会における西村議員、二月二十日の衆議院予算委員会における高橋議員の、それぞれの質疑に際して、加藤厚生労働大臣は、野村不動産での過労死事案について知っていましたか。また、その答弁に関する事前の打ち合わせの際に、同席した厚生労働省の職員は、加藤厚生労働大臣に対して、野村不動産での過労死事案に言及しましたか。

十 野村不動産に対する特別指導に言及した、一月二十九日の衆議院予算委員会における大西議員、二月二日の衆議院予算委員会における西村議員、二月二十日の衆議院予算委員会における高橋議員の、それぞれの質疑に際して、安倍総理大臣は、野村不動産での過労死事案について知っていましたか。また、その答弁に関する事前の打ち合わせの際に、同席した職員は、安倍総理大臣に対して、野村不動産での過労死事案に言及しましたか。

内閣衆質一九六第三三〇号
平成三十年四月二十四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社における過労死についての労災認定(保険給付の支給の決定)等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社における過労死についての労災認定(保険給付の支給の決定)等に関する質問に対する答弁書

一について

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく保険給付の支給の決定又は不支給の決定(以下「労災認定」という。)に関する事務については、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長により行われるものであり、個々の労災認定の都度内閣総理大臣に報告されるものではないからである。

二について

先の答弁書(平成三十年三月十六日内閣衆質一九六第一三二号)四について及び二十について並びに先の答弁書(平成三十年三月二十三日内閣衆質一九六第一五五号)二及び三についてでお答えしたとおり、加藤厚生労働大臣は、平成二十九年十二月二十五日に東京労働局長が野村不動産株式会社に對し行つた指導(以下「本件特別指導」という。)について、同年十一月十七日、同年十二月二日及び同年十二月二十二日に報告を受けていたところである。その上で、同大臣は、同月二十六日に、同大臣秘書官を通じて、本件特別指導が実施されたことについて伝えられたところである。

また、野村不動産株式会社に勤めていた従業員が過労死したことについて同日に新宿労働基準監督署長が行つた労働者災害補償保険法に基づく保険給付の支給の決定(以下「本件支給決定」という。)については、同日時点で同大臣に

報告されていなかったが、これは、一についてでお答えしたとおり、労災認定に関する事務については、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長により行われるものであり、個々の労災認定の都度厚生労働大臣に報告されるものではないからである。

三について

平成二十九年九月四日に愛知労働局長が大宝運輸株式会社に対し行つた指導及び企業名の公表については、加藤厚生労働大臣に対して、事前に一回説明が行われた。その際の説明資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求があれば、適切に対応してまいりたい。

四について

お尋ねの「報告資料の要旨」及び「同席者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、加藤厚生労働大臣は、御指摘の「平成三十年三月五日」に、厚生労働省労働基準局職員から本件支給決定について資料を用いた報告を受けたところである。

五の前後について

二についてでお答えしたとおり、労災認定に関する事務については、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長により行われるものであり、個々の労災認定の都度厚生労働大臣に報告されるものではない。

五の後段及び六について

平成三十年三月四日の日曜日に御指摘の「野村不動産で過労死事案が発生していたこと」が報道されたところ、本件支給決定については、

同月五日の参議院予算委員会において本件支給決定についての質疑が行われることが予想されたことから、同日に加藤厚生労働大臣に報告されたところである。

七及び九について

お尋ねの「野村不動産における過労死事案を初めて知った」、「野村不動産での過労死事案」及び「その答弁に関する事前の打ち合わせ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件支給決定に係る労働者災害補償保険法に基づき保険給付の請求に関する情報については個人情報保護の観点から公表しないこととしており、また、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

八について
「加藤厚生労働大臣は、野村不動産における過労死に関する、三月四日の朝日新聞朝刊の記事を読みましたか。読んだのなら、その記事に対する、加藤厚生労働大臣の感想はどのようなものでしたか」とお尋ねについては、個別の報道の内容に関することであり、コメントすることは差し控えたい。

また、三月五日に、本件過労死の労災認定の報告を聞いた際に加藤厚生労働大臣の感想はどのようなものでしたか」とのお尋ねについては、その意味するところが必ずしも明らかではないが、同大臣は、例えば、平成三十年四月十三日の衆議院厚生労働委員会において「過労死がない、そういった世界を目指して頑張っているんですが、しかし、残念ながら過労死等があれば、その場合には、そこにしっかりと監督指導に入つてそこを是正させ、そして少なくともそ

の企業においてそういったことがないように、これは監督官が日々頑張っている」と答弁したところである。

十について

お尋ねの「野村不動産での過労死事案」及び「その答弁に関する事前の打ち合わせ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣は、平成三十年四月十一日の衆議院予算委員会において「野村不動産に勤めていた従業員の方が過労死されたことについては、参議院予算委員会において石橋通宏委員から労災認定について御質問があった三月五日に報告を受けた」と答弁したところである。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成三十年二月九日
内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国 務 大 臣

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案
(生活困窮者自立支援法の一部改正)
第一条 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第四条」に、「第四条」を「第五条」に、「第十五条」に、「第十条」を「第十六条」に、「第十一条」を「第十九条」に、「第十七条」を「第二十六条」に、「第二十条」を「第二十三条」を「第二十七条」に「第三十条」に改める。

第二十三条中「第二十条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条第一号中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十一条中「第四条第三項(第六条第二項)」を「第五条第三項(第七条第三項及び第十一条第二項)に改め、(含む。の下に「又は第九条第五項」を加え、「違反した者」を「違反して秘密を漏らした者」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条を第二十七条とし、第四章中第十九条を第二十六条とし、第十八条を第二十五条とし、第十七条を第二十四条とし、第十六条を第二十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たつて、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

第十五条を第二十一条とし、第十一条から第十四条までを六条ずつ繰り下げる。

第十条第三項中「第十五条第二項」を「次項及び第二十一条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

第三章中第十条を第十六条とする。

第九条第一項第一号及び第二号中「第七条を「第十二条」に改め、同項第三号及び第四号中「前条」を「第十三条」に改め、同条第二項第一号中「前二条」を「第十二条及び第十三条」に、「第七条第三号及び前条第三号」を「第十二条第三号及び第十三条第三号」に改め、同項第二号中「前二条」を「第十二条及び第十三条」に、「第七号第四号及び前条第四号」を「第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができ。

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号(いずれも第七條第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。並びに第十三条第五号)」とする。

第二章中第九条を第十五条とする。
第八条第一号中「第四条第一項」を「第五条第

一項」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条第四号中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「生活困窮者家計相談支援事業、並びに同項第四号及び第五号」を「生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

第八条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

第七条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三号中「前条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条第四号中「前条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号」を「生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第二号中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給」を「前項に規定するもの」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同項第五号中「そ

の他」を「その他の」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

第六条に次の二項を加える。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第一項第十三号(同法第六条第一項において引用する場合を含む。)に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

第六条を第七条とし、同条の次に次の四条を加える。

(利用勸奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基

づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に係る団体、当該支援に係る職務に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が

定める。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)
第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)
第十一条 福祉事務所を設置していない町村(次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。)は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。
第五条第一項中「第二号第三項」を「第三号第三項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。
第三条第一項中「公共職業安定所その他の職

業安定機関、教育機関その他の関係機関(次項第二号において単に「関係機関」という。)を「関係機関」に改め、同条第二項第一号及び第三項中「支給並びに」を「支給」に、「生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するように努めるものとする。

第一章第三条を第四条とする。

第二章第一項中「とは」の下に、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」を加え、同条第二項第一号中「生活困窮者」の下に「及び生活困窮者の家族その他の関係者を」、「助言」の下に「を」し、並びに「関係機関との連絡調整」を加え、同項第一号中「第十條第三項」を「第十六條第三項」に改め、同項第三号中「当該」を削り、「一体的」を「包括的」に改め、同条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及

び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

第二条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

附則第三条から第十一条までを削る。

第二条 生活困窮者自立支援法の一部を次のように改正する。

第三条第六項を次のように改める。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 一定の住居を持たない生活困窮者当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限り、に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であつて、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であつて、地域社会から孤立しているもの

第三条に次の一項を加える。

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに「関係機関との連絡調整を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

第四条第二項第一号及び第三項中「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」

を「子どもの学習・生活支援事業」に改める。

第七條第二項第二号を次のように改める。

二 子どもの学習・生活支援事業

第十二條第四号及び第十三條第四号中「同項第二号及び第三号」を「子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号」に改める。

第二十二條第一項中「生活困窮者一時生活支援事業」の下に「(第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。)」を加える。

(生活保護法の一部改正)

第三條 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「就労自立給付金(第五十五條の四・第五十五條の五)」を「就労自立給付金及び進学準備給付金(第五十五條の四・第五十五條の六)」に、「第五十五條の六」を「第五十五條の七」に改める。

第十九條第三項中「対する」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「施設介護(第十五條の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。)」に限る。を「介護老人福祉施設(介護保険法第八條第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)」を「当該各号に定める者若しくは施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一 居宅介護(第十五條の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)(特定施設入居者生活介護(同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。))に限る。居宅介護を行う者

二 施設介護(第十五條の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。)(介護老人福祉施設介護保険法第八條第二十七項に

規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)

三 介護予防(第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)(介護予防特定施設入居者生活介護(同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。に限る。)) 介護予防を行う者

第二十七条の二中「第十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改める。

第三十四条第三項中「被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努める」を「原則として、後発医薬品によりその給付を行う」に改める。

第三十四条の二第二項中「(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)」及び「同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)」を削り、「同条第七項」を「第十五条の二第七項」に改める。

第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする。

第八章の章名中「就労自立給付金」の下に「及び進学準備給付金」を加える。

第五十五条の四第二項中「(以下「支給機関」という。))」を削り、同条第三項中「支給機関は」を「第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は」に、「他の支給機関」を「他の就労自立給付金を支給する者」に改める。

第五十五条の五中「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者(第六十九条において「支給機関」という。))」に改め、「就労自立給付金」の下に

「若しくは進学準備給付金を加え、「者の雇主」を「者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に次の一条を加える。

(進学準備給付金の支給)

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。))であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。))に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

第五十七条中「保護金品」の下に「及び進学準備給付金」を加える。

第五十八条中「保護金品」の下に「及び進学準備給付金」を加え、「これ」を「これら」に、「差し押えられるを」を「差し押さえられる」に改める。

第五十九条中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第六十五条第一項及び第六十六条第一項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第七十条第五号中「含む。」の下に「及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。))」を加え、同条第六号中「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第七十一条第五号中「含む。」の下に「及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。))」を加え、同条第六号中「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第七十三条第三号中「同じ。」の下に「及び進学準備給付金費(進学準備給付金の支給に要する費用をいう。次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項において同じ。))」を加え、同条第四号中「就労自立給付金費」の下に「及び進学準備給付金費」を加える。

第七十五条第一項第二号中「就労自立給付金費」の下に「及び進学準備給付金費」を加える。

第七十六条の三中「就労自立給付金」の下に「又は進学準備給付金」を加える。

額の全部又は一部をその者から徴収することができ。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条第三項中「により就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を、「就労自立給付金費」の下に「又は進学準備給付金費」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二第二項中「二部を、」の下に「第七十七条の二第一項又は」を加え、同条第二項中「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改め、「二部を、」の下に「第七十七条の二第一項又は」を加え、同条第三項中「により」の下に「第七十七条の二第一項又は」を加える。

第八十一条の次に次の二条を加える。

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(情報提供等)

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際して

は、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条

第一項に規定する生活困窮者に該当する場合
には、当該者に対して、同法に基づく事業又は
給付金についての情報の提供、助言その他
適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八十五条第二項中「就労自立給付金」の下に
「若しくは進学準備給付金」を加える。

第八十五条の二中「第五十五条の六第三項」を
「第五十五条の七第三項」に、「違反した者」を
「違反して秘密を漏らした者」に改める。

第八十六条第一項中「第五十五条の五」を「第
五十五条の六」に改める。

別表第一の六の項第一号中「就労自立給付金」
の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同項
第六号中「(平成二十五年法律第百五号)」を削
り、同表の七の項に次の一号を加える。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律による自立支援医療費の
支給に関する情報

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置
する町村の項中「第五十五条の四、第五十五条
の五」を「第五十五条の四第一項、同条第二項及
び第三項(これらの規定を第五十五条の五第二
項において準用する場合を含む。)、第五十五条
の五第一項、第五十五条の六」に改め、同表都
道府県の項中「第七十八条」を「第七十七条の二
第一項、同条第二項(第七十八条第四項におい
て準用する場合を含む。)、第七十八条第一項か
ら第三項まで並びに」に改め、同表市町村の項
中「及び第七十八条」を「第七十七条の二第一
項、同条第二項(第七十八条第四項において準

用する場合を含む。及び第七十八条第一項から
第三項まで」に改める。

第四条 生活保護法の一部を次のように改正す
る。

目次中「被保護者就労支援事業(第五十五条の
七)」を「被保護者就労支援事業及び被保護者健
康管理支援事業(第五十五条の七―第五十五条
の九)」に改める。

第二十七条の二中「被保護者就労支援事業」の
下に「及び第五十五条の八第一項に規定する被
保護者健康管理支援事業」を加える。

第三十条第一項ただし書中「更生施設」の下に
「、日常生活支援住居施設(社会福祉法第二条第
三項第八号に規定する事業の用に供する施設そ
の他の施設であつて、被保護者に対する日常生
活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働
省令で定める要件に該当すると都道府県知事が
認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七
十条第一号ハにおいて同じ。)」を加える。

第九章の章名中「被保護者就労支援事業」の下
に及び被保護者健康管理支援事業を加える。

第五十五条の七に見出しとして「被保護者就
労支援事業」を付し、第九章中同条の次に次の
二条を加える。

(被保護者健康管理支援事業)
第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者
に対する必要な情報の提供、保健指導、医療
の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持
及び増進を図るための事業(以下「被保護者健
康管理支援事業」という。)を実施するものと
する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者

健康管理支援事業を行う場合について準用す
る。

(被保護者健康管理支援事業の実施のための
調査及び分析等)

第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健
康管理支援事業の実施に資するため、被保護
者の年齢及び地域別の疾病の動向その他被
保護者の医療に関する情報について調査及び
分析を行い、保護の実施機関に対して、当該
調査及び分析の結果を提供するものとする。

2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に対し
て、前項の規定による調査及び分析の実施に
必要な情報を、厚生労働省令で定めるところ
により提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査
及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で
定める者に委託することができる。この場合
において、厚生労働大臣は、委託を受けた者
に対して、当該調査及び分析の実施に必要な
範囲内において、当該調査及び分析に必要な
情報を提供することができる。

4 前項の規定による委託を受けた者若しくは
その役員若しくは職員又はこれらの者であつ
た者は、その委託を受けた事務に関して知り
得た秘密を漏らしてはならない。

第六十二条第一項中「更生施設」の下に「、日
常生活支援住居施設」を加える。

第七十条第一号ハ中「被保護者」の下に「日
常生活支援住居施設若しくはその他の」を加
え、「入所を適当な」を「入所をこれらの」に改
め、同条第六号中「被保護者就労支援事業」の
下に「及び第五十五条の八の規定により行う被保

護者健康管理支援事業」を加える。

第七十一条第六号中「被保護者就労支援事業」
の下に「及び第五十五条の八の規定により行う
被保護者健康管理支援事業」を加える。

第七十五条第一項第三号及び第四号並びに第
八十一条の二第二項中「被保護者就労支援事業」
の下に「及び被保護者健康管理支援事業」を加
える。

第八十五条の二中「第五十五条の七第三項」の
下に「(第五十五条の八第二項において準用する
場合を含む。及び第五十五条の九第四項)を加
える。

附則に次の一項を加える。

(日常生活支援住居施設に入所中の被保護者
に対する保護の実施機関の特例)

16 当分の間、第十九条第三項の規定の適用に
ついては、同項中「更生施設」とあるのは、
「更生施設、同項ただし書に規定する日常生
活支援住居施設」とする。

(社会福祉法の一部改正)
第五条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五
号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出しを「社会福祉施設の設
置」に改める。

第六十三条の見出しを「社会福祉施設に係る
届出事項等の変更」に改める。

第六十四条の見出しを「社会福祉施設の廃
止」に改める。

第六十五条の見出しを「社会福祉施設の基
準」に改める。

第六十六条の見出しを「社会福祉施設の管理
者」に改める。

第六十八条の見出しを「施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止」に改め、同条の次に次の五条を加える。

〔社会福祉住居施設の設定〕

第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び種類

二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

三 条例、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 事業開始の年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員

七 福祉サービスを経営する者に対する処遇の方法

二 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

〔社会福祉住居施設に係る届出事項の変更〕

第六十八条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第六十八条の四 第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

〔社会福祉住居施設の廃止〕

第六十八条の五 都道府県は、社会福祉住居施設

い。

二 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

三 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

〔社会福祉住居施設の基準〕

第六十八条の五 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

二 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積

三 社会福祉住居施設の運営に関する事項で

あつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉住居施設の利用定員

三 社会福祉住居施設の利用定員は、第一項の基準を遵守しなければならない。

〔社会福祉住居施設の管理者〕

第六十八条の六 第六十六條の規定は、社会福祉住居施設について準用する。

第六十九條の見出しを「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等」に改め、同条第一項中「者は、」の下に「住居の用に供するための施設を必要としない」を加える。

第七十一条中「又は」を「若しくは」に改め、「施設」の下に「又は第六十八條の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を営業者の施設」を、「第六十五條第一項」の下に「又は第六十八條の五第一項」を加え、「同項の」を「当該」に改める。

第七十二条第一項中「若しくは第六十九條第一項の」を、「第六十八條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第一項の規定による」に改め、「許可を受けて」を「規定による許可を受けて」に改め、「第六十八條の下に」を「第六十八條の三」を加え、同条第二項中「若しくは第六十九條第一項の」を、「第六十八條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第一項の規定による」に改め、「許可を」を「規定による許可を」に改め、同条第三項中「第六十七條第一項若しくは第二項」の下に「第六十八條の二第一項若しくは第二項」を加える。

第六百五條第一項中「第六十七條第一項若しくは第二項」の下に「第六十八條の二第一項若しくは第二項」を加える。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百五條第一項中「第六十七條第一項若しくは第二項」の下に「第六十八條の二第一項若しくは第二項」を加える。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第六百六條の三第三項第三号中「第二條第二項」を「第三條第二項」に改める。

第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定〔支給機関を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。〕、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金を加える部分に限る。」並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二条までの規定 平成三十二年四月一日
 五 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成三十三年一月一日
 （進学準備給付金の支給に関する特例）
 第二条 第三条の規定による改正後の生活保護法（次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。）第五十五条の五の規定は、平成三十一年一月一日から適用する。
 （保護の実施機関についての特例に係る経過措置）
 第三条 この法律の施行の際現に居宅介護（生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下この条において同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を介護予防を行う者に委託して行っている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。
 （費用の徴収に関する経過措置）
 第四条 第三条改正後生活保護法第七十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。
 （住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に関する経過措置）
 第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の社会福祉法第六十九条第一項の規定による届出をして第二種社会福祉事業（住居の用に供するための施設を設置しているものに限る。）を行っている国及び都道府県以外の者は、同号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、当該都道府県知事に第五十五条の規定による改正後の社会福祉法（以下この条において「社会福祉法」という。）第六十八条の二第二項各号に掲げる事項を届け出なければならない。この場合において、その届出をした者は、新社会福祉法第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。
 （児童扶養手当に関する経過措置）
 第六条 平成三十年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。
 2 第六条の規定による改正前の児童扶養手当法第七條第三項の規定に基づいて支払われた平成三十一年七月分の児童扶養手当は、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法（次項において「新児童扶養手当法」という。）の規定による同月分の児童扶養手当とみなす。
 3 平成三十一年八月分の児童扶養手当については、新児童扶養手当法第七條第三項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年十一月に支払うものとする。
 （罰則に関する経過措置）
 第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 （検討）
 第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 （地方自治法の一部改正）
 第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。
 別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の項第一号中「第五十五条の四、第五十五条の五」を「第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六」に改め、同項第二号中「第七十八条」を「第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八條第一項から第三項まで並びに」に改め、同項第三号中「及び第七十八条」を「第七十七條の二第一項、同条第二項（第七十八條第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八條第一項から第三項まで」に改める。
 （身体障害者福祉法の一部改正）
 第十条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。
 第九条第二項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八條第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に」を加え、「生活保護法第

際現に第五条の規定による改正前の社会福祉法第六十九条第一項の規定による届出をして第二種社会福祉事業（住居の用に供するための施設を設置しているものに限る。）を行っている国及び都道府県以外の者は、同号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、当該都道府県知事に第五十五条の規定による改正後の社会福祉法（以下この条において「社会福祉法」という。）第六十八条の二第二項各号に掲げる事項を届け出なければならない。この場合において、その届出をした者は、新社会福祉法第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。
 （児童扶養手当に関する経過措置）
 第六条 平成三十年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。
 2 第六条の規定による改正前の児童扶養手当法第七條第三項の規定に基づいて支払われた平成三十一年七月分の児童扶養手当は、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法（次項において「新児童扶養手当法」という。）の規定による同月分の児童扶養手当とみなす。
 3 平成三十一年八月分の児童扶養手当については、新児童扶養手当法第七條第三項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年十一月に支払うものとする。
 （罰則に関する経過措置）
 第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 （検討）
 第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 （地方自治法の一部改正）
 第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。
 別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の項第一号中「第五十五条の四、第五十五条の五」を「第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六」に改め、同項第二号中「第七十八条」を「第七十七條の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八條第一項から第三項まで並びに」に改め、同項第三号中「及び第七十八条」を「第七十七條の二第一項、同条第二項（第七十八條第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八條第一項から第三項まで」に改める。
 （身体障害者福祉法の一部改正）
 第十条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。
 第九条第二項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八條第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に」を加え、「生活保護法第

して、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 （地方自治法の一部改正）
 第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。
 別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の項第一号中「第五十五条の四、第五十五条の五」を「第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六」に改め、同項第二号中「第七十八条」を「第七十七條の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八條第一項から第三項まで並びに」に改め、同項第三号中「及び第七十八条」を「第七十七條の二第一項、同条第二項（第七十八條第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八條第一項から第三項まで」に改める。
 （身体障害者福祉法の一部改正）
 第十条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。
 第九条第二項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八條第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に」を加え、「生活保護法第

三十条第一項ただし書に規定する施設」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
 第十一条 当分の間、前条の規定による改正後の

身体障害者福祉法第九條第二項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。))又は同項ただし書」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設若しくは」とする。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第十二条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八條第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。))又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設(以下この項において「その他の適当な施設」という。))」を加え、「生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
 第十三条 当分の間、前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九條第二項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項た

し書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。))又は同項ただし書」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設若しくは」とする。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)
 第十四条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

(老人福祉法の一部改正)
 第十五条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項ただし書中「第二号」の下に「の規定により入所している六十五歳以上の者を、」により「の下に」同法第三十八條第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設」を加え、「その六十五歳以上を」これらに改める。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 当分の間、前条の規定による改正後の老人福祉法第五条の四第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「若しくは同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設若しくは同項ただし書」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十七条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九の四中「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を、「第七十七条第一項」の下に「第七十七条の二第一項」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十四中「第十条第一項及び第十五條第二項」を「第十六条第一項及び第二十一条第二項」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第十九条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「若しくは」を「」に改め、「更生施設」という。の下に「若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。))」を加える。

第四条第一項第四号中「更生施設」の下に「日常生活支援住居施設」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第二十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八條第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。))、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。))又は

同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設(以下この項において「その他の適当な施設」という。))」を加え、「同法第三十条第一項ただし書に規定する施設」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 当分の間、前条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九條第三項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。))又は同項ただし書」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設若しくは」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二十二条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「若しくは」を「」に改め、「更生施設」という。の下に「若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。))」を加える。

第四条第一項第四号中「更生施設」の下に「日常生活支援住居施設」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
 第二十三条 行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項及び別表第二の九の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針の公表、教育訓練施設に入学する被保護者に対する進学準備給付金の創設、住居を設置する第二種社会福祉事業に係る規制の強化、児童扶養手当の支払回数増加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、生活保護に至る前の段階における支援を含め、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 福祉事務所設置自治体による生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の実施を努力義務とするとともに、厚生

労働大臣がそれらの適切な実施に係る指針を公表すること。

2 福祉事務所設置自治体の各部署が生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業等の利用勧奨等を行うことを努力義務とすること。

3 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業について、子ども及びその保護者に対し、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言等を行う事業を追加し、子どもの学習・生活支援事業とすること。

4 生活困窮者一時生活支援事業について、同事業を利用していた者及び居住に困難を抱える者であつて地域社会から孤立しているものに対し、訪問等による日常生活支援を行う事業を追加すること。

5 大学等に入学する生活保護世帯の子どもに對して、進学準備給付金を支給すること。

6 データに基づいた生活習慣病の予防等、生活保護受給者の健康管理支援の取組を推進する被保護者健康管理支援事業を創設すること。

7 医療扶助について、医師等が医学的知見から後発医薬品の使用を問題ないと判断する場合に、その使用を原則化すること。

8 一定の要件に該当する無料低額宿泊所等について、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を行う仕組みを創設すること。また、無料低額宿泊所等の最低基準を設けること。

9 児童扶養手当の支払回数を年三回から年六回に改めること。

10 この法律は、一部を除き、平成三十年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

生活保護に至る前の段階における支援を含め、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成三十年度一般会計予算において、生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率の引上げ等に係る経費が生活困窮者就労準備支援等事業費約百八十三億円の内数として、また、進学準備給付金の支給に係る経費約七億円が、それぞれ計上されている。

平成三十年四月二十五日

厚生労働委員長 高鳥 修一

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 経済的に困窮する単身者や高齢者の増加、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める現状等を踏まえ、一般の年金受給者との公平性にも留意しつつ、高齢者に対する支援の在り方を含め、生活困窮者自立支援制度及び生活保

護制度全体の見直しに係る検討を行うこと。

二 明らかに過剰な頻回受診の適正化を図るため、最低生活保障との両立の観点を踏まえつつも、医療扶助費における窓口負担について、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討を行うこと。

三 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる改善を含む必要な措置を講ずるよう、検討すること。

四 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。

五 一部の生活保護受給者において、ばちんこ等のギャンブルに過度の生活費をつぎ込むといった生活保護の目的に反した支出が行われている例があることを踏まえ、家計管理への支援やギャンブル等依存症に対応した医療機関等との連携を含む適切な助言や支援の実施を推進すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二一〇円	二一八円